

# 住民説明会



平成15年8月18日から9月5日まで2市2町で開催された合併に関する住民説明会でのQ&Aの一部を掲載します。

**Q** 平成16年11月1日に新市が誕生するが、新市長はどうなるのか(西条市)

**A** 現在の市長、町長は合併の日の前日に、全員が失職します。新市長については50日以内に選挙を実施して、新市長が決定される。暫定市長はない。50日間は、2市2町の長が協議して、選挙に出ない首長が職務執行者として市政を担当することとなる。

**Q** 同一条件で建てられたという条件で、市営住宅の家賃は統一されるのか。(西条市)

**A** 家賃は、国において決定方式が出されている。入居者の収入に応じて決まり、①住宅の規模、②経年数、③利便係数、④市町村立地係数(現在、西条市は0.85、東予市・丹原町・小松町は0.7)の4つの係数を乗じて算出する。

国が決めた家賃の計算では、合併すると家賃が15%も高くなる。そこで、家賃が下がった方はそのままとし、上がった方は数年間、家賃を減免する方針である。

**Q** 総合支所方式であるが、不安である。支所で用事が終わるのか。高齢者、弱者が増えていく中で、民生委員などについては、配慮をお願いしたい。(東予市)

**A** そうした不安はあると思う。いずれは本庁方式になると思うが、その場合住民への身近なサービスが落ちないように考えていかなければならないと考えている。

職員の効率化も管理部門を減らし、その余剰分を専門分野に向けていき、地方で自立できるまちを作っていくことが大切である。特に少子化、高齢化の問題は重点的に対応していくように頑張っていく。

**Q** 入湯税について説明していただきたい。今までになかったものが増えている。(丹原町)

**A** 鉱泉法により決められており、日帰りは入湯税は要らないと思うが、宿泊をしてお風呂に入ると1,000円以上の支払をする場合は課税することとなると思う。現在、入湯税をとっているのは東予市、小松町である。丹原町では、道前溪温泉が鉱泉法という成分をもってあるので該当すると思うが入湯税の対象となるかどうかは今後検討していくことになる。

**Q** 幼稚園の授業料は小松町では5千5百円ということだが、国立幼稚園の授業料はいくらになるのか。

現在より負担が増えるのは、説明にあつた子育てに関する事の趣旨に反しているのではない。

新市では現在の負担より軽くなる方法で議論してもらいたい。(小松町)

**A** 幼稚園授業料については、国立幼稚園の場合ですと、現在ほだいたい6千4百円くらいとなる。

合併というものは、「サービスは高く、負担は低く」というキャッチフレーズから始まった。しかし、全て安い方をとっていくと、少しの間なら良いが、それでは新市の財政としては持たなくなる。

合併にはメリットもあるがデメリットもある。相対的に見てもらえるようにしたい。最初のキャッチフレーズのように、大きく見て福祉などのサービスは高く、負担は低くしていく方向で努力はしていきたいので、ご理解を願いたい。

**Q** N-TTの市外局番を統合してほしい。(東予市)

**A** 地域の住民の総意があれば統合は可能であるが、仮に新市が今治局で統合した場合、西条市の住民の方は、今まで新

居浜市への通話は市内通話であったのが市外通話になる。このことから、現状では、非常に難しいと思われるが、今後において検討していきたい。

**Q** 納税貯蓄組合について、現在の西条市のシステムは、合併後は踏襲できない、ということか。(西条市)

**A** これまで納税貯蓄組合に補助金を支出していたが、平成10年度に、納税貯蓄組合法からすれば補助金を支出することは違法である、とする判決が出た。

東予市は補助金を廃止し、松山市、今治市、八幡浜市も順次廃止している。

それにより、今回、東予市の例により調整した。国や県の指導もあり、県下12市のうち6市が補助金を廃止している。西条市においても内部的に検討してきたが、存続することは厳しく、合併までは続けるという判断のもとに支出してきた。

理屈上、東予市に西条市の例に倣うように要望することは出来ない立場にあり、東予市の例に倣うべきであろうという判断のもと、調整方針を確認した。

**Q** 合併すると良い話ばかりだが、負担はどうなのか、財政などマイナスの所はないのか説明をお願いしたい。(東予市)

**A** 不安な点は十分理解できる。しかし、ほとんどのマイナス点は解消ができると思っている。新しい市になって議会、行政、市民が議論をすべきことはあると思う。

## お知らせ

### 第14回合併協議会

平成15年12月25日(木) 午後1時30分から  
東予市総合福祉センター 2階会議室

合併協議会の資料及び会議録は閲覧できます。各市町合併担当窓口、公民館等で公開していますので、ご利用ください。

### 西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会事務局

〒793-0023  
西条市明屋敷60番地 市民会館2階  
☎ 0897-58-2735  
☎ 0897-58-2778  
ホームページ  
<http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>



資源保護と環境に配慮して再生紙と大豆インキを使用しています。